

## 指定感染症等による感染や大型の野生動物等により

### 被害を受けた方へ傷病見舞金を支給します！

問合せ 福祉支援課 ☎025-792-9767

市では、指定感染症（新型コロナウイルス感染症など）による感染や大型の野生動物等により重篤な被害を受けた市民の皆様に対し、傷病見舞金を支給します。

なお、住家等で飼育している動物等による被害は、傷病見舞金の対象になりませんのでご注意ください。

- **対象者** 指定感染症による感染や大型の野生動物（ツキノワグマ、イノシシ等）による被害を受けた日において、魚沼市内に住所を有するもの（遺族も含む）
- **見舞金額**

死亡	30万円
重症（全治30日以上を要する怪我又は症状）	10万円
軽症（全治7日以上30日未満の怪我又は症状）	5万円
- **請求期間** 被害を受けた日又は被害を受けて死亡した日から起算して1年以内
- **必要書類**
  - ・ 傷病等見舞金請求書（所定の様式）
  - ・ 治療内容を証明できる書類（医師による診断書）
  - ・ 振込先口座の写し

